

○草加市情報公開・個人情報保護審議会条例

平成12年12月21日

条例第33号

改正 令和4年12月15日条例第23号

(設置)

第1条 草加市情報公開条例(平成12年条例第30号。以下「公開条例」という。)に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、草加市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第22号。次条第1項において「施行条例」という。)及び草加市議会個人情報保護条例(令和4年条例第33号。同項第1号において「市議会個人情報保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、草加市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(令4条例23・一部改正)

(所掌事項)

第2条 審議会は、市の機関等(公開条例及び施行条例に規定する市の機関並びに草加市議会をいう。以下同じ。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 施行条例及び市議会個人情報保護条例の規定により市の機関等が審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項

2 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市の機関等に意見を述べることができる。

(令4条例23・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民の代表者

(2) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(審議会の公開)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で非公開を議決としたときは、この限りでない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年条例第23号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。